

## 新県立野球場構想策定支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

新県立野球場構想策定支援業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで。ただし、受発注者の協議により、最長で令和5年8月31日までの委託期間に変更する場合がある。

### 3 業務の目的

本業務は、新県立野球場の整備に向けた構想の策定支援を目的とする。

### 4 委託業務の内容

新県立野球場（以下、「新野球場」という。）のコンセプトの検討のほか、野球場としてのあり方、施設整備の方向性（規模を含む）など、新野球場の建設に向けた構想策定を支援するために必要な業務を下記により委託する。

#### (1) 新野球場の構想策定支援

新野球場のあり方やそれを踏まえた施設整備の方向性など、新野球場の建設に向けた構想の策定支援。（ただし、施設の機能、規模とともに、設計と条件を盛り込むこと。）

#### 【策定を検討している主な項目】

##### ア 県立野球場の現状

沿革、規模、利用実績、収支決算（過去5年程度）、運営方法等を記載すること

##### イ 野球競技の動向及び本県の野球環境、野球レベル

高校野球部員の推移、本県でのプロ野球開催の見込み、県内外の野球場、甲子園大会（春・夏）の石川県勢の戦績、本県・県内高校出身者のプロ野球選手を記載すること

##### ウ 整備計画(案)・コンセプト

#### ① 新野球場の機能・規模

類似規模の野球場の調査、競技関連団体や施設利用者への意見聴取などを行ったうえで、整備に係るコンセプト、観客収容人数を含む新野球場の規模（ただしドーム球場は除く。）、導入する機能、設備、機器等の検討・提案を行うこと。なお、少年野球やソフトボールなど規格が異なる競技の利用可能性についても検討すること。

② 年間を通じた賑わいの創出

野球以外のスポーツ施設（海外含む）についても調査のうえ、賑わいを創出するための具体の方策を検討・提案すること

③ 新野球場の配置計画

上記①を踏まえ、西部緑地公園利用者の動線を考慮のうえ、新野球場配置計画の検討を行うこと

④ 平面計画・断面計画・諸室配置計画

上記③を踏まえ、観客席について、臨場感を感じられる配置とするほか、利用者ニーズを調査のうえ、室内練習場、ブルペン、選手用女性トイレなど必要な設備をどのように設置するかを検討のうえ、各施設の平面計画、断面計画・諸室配置計画の提案を行うこと

⑤ 設備計画（ICTの進歩に対応したシステム導入）

スコアボードや音響、照明、芝の管理、施設内警備などの設備・システム導入計画についての概略及び将来にわたる維持管理費の検討を行うこと

⑥ 環境配慮

太陽光発電、雨水利用など採用可能性のある環境負荷軽減手法の調査・検討を行うこと

⑦ ユニバーサルデザイン

バリアフリー、エレベーター、キッズルームなど採用可能性のある手法の検討を行うこと。また、外野席用のトイレ設置や熱中症対策についても検討すること

⑧ 整備計画図の作成

整備計画（案）の内容を計画図にまとめること

エ 安定経営に向けた方策

① 類似規模の野球場を調査のうえ、利用料金額、項目、減免規程等の検討を行うこと。また、売店等のテナント機能についても検討すること

② 利用促進や広告収入などによる収益向上の手法について検討すること

オ 事業手法

PFI導入の可否をメリットと課題の両面から整理すること

カ 概算事業費・維持管理費

整備計画（案）の概算事業費（設計費、施工監理費等を含む）及び維持管理費を検討すること

キ 整備スケジュール

整備計画（案）に係る設計・工事スケジュールを検討し、工程表を作成すること。また、石川県（以下、「県」という。）が別途示す建設位置図を基に、園内の他施設の利用に支障を生じないように、建設に向けた園内改修順序を検討すること

ただし、上記の項目の検討にあたっては、県との協議により変更することを妨げない。

- (2) 新県立野球場整備検討部会（仮称）（以下、「検討部会」という。）への出席や資料作成等を通じた検討部会の開催支援

#### 【主な業務】

- ・ 検討部会の運営支援（構想案の説明と同案に対する質疑応答等）
- ・ 県の指示に基づき、検討部会に係る会議資料の作成
- ・ 検討部会の議事録の作成
- ・ その他、検討部会の運営等において必要となる業務

#### 5 委託業務の実施条件

- (1) 業務の遂行にあたっては、県と十分な連絡を保ち、処理方針については、県の指示および承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、野球場の機能や運営に関し、相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 受託者は、県のスポーツ全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 受託者は、県に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (6) 県は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (7) 本業務の遂行によって生じる権利は、県に帰属するものとする。
- (8) 受託者は、業務によって知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。
- (9) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県の承認を得るものとする。
- (10) 受託者は、県と協議の上、必要な中間報告（骨子案など）を行うものとする。

#### 6 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、県と協議の上、決定する。

- ・ 新県立野球場構想及び概要版（各30部）
- ・ その他本業務において作成した資料等（各30部）

- ・ 議事録（各 1 部）
- ・ 上記の原稿やデータ等を収録した記憶媒体（CD-ROM 等）（各 1 部）

## 7 その他

- (1) 本業務について必要な資料については、県と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、県と受託者で協議のうえ決定するものとする。